

## 改正社会福祉法について

## 1 社会福祉法の改正の背景

少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要がある。

こうした考えのもと、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、ニッポン一億総活躍プラン（2016年（平成28年）6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められている。

## 2 社会福祉法の改正

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められており、こうした考えのもと社会福祉法の改正が行われている。

## (1) 平成29年社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るための指針等が規定された。その改正内容としては、

- ① 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること
- ② 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする
- ③ 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること

等が挙げられ、改正内容を踏まえ、令和元年8月に広島市地域共生社会実現計画を策定した。

## (2) 令和2年社会福祉法改正（令和3年4月1日施行等）

新たに、地域共生社会の実現を図るための包括的な支援体制の整備に関する方策等が規定された。その改正内容としては、

- ① 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこと

- ② 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること等が挙げられる。

### 3 令和2年社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）の趣旨

#### (1) 地域福祉の推進（法第4条第1項関係）

地域福祉の推進は、①地域住民同士が相互に人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加し、「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性を明確化した。

※社会福祉法において、「共生」という文言が使用されているのは本条のみ。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

以下（略）

#### (2) 国及び地方公共団体の責務（法第6条第2項関係）

国及び地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めるという観点とともに、その体制整備の際には、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者と連携していくことを努力義務とした。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

#### (3) 包括的な支援体制の整備（法第106条の3第1項関係）

包括的な支援体制の整備について、努力義務のままではあるが、地域の実情に応じた施策の積極的な実施が求められる旨を定めた。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

以下（略）

#### (4) 重層的支援体制整備事業等（法第 106 条の 4 及び 5 関係）

法第 106 条の 3 第 1 項に規定する市町村の努力義務である包括的な支援体制の整備のための具体化の一手法として創設されたものであり、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業を定めた。

この 3 つの支援は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものとされている。

また、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、同事業を適切かつ効果的に実施するため、提供体制に関する事項等を定めた重層的支援体制整備事業実施計画の策定について努力義務とした。

##### （重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

以下（略）

##### （重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

以下（略）

#### (5) 市町村地域福祉計画（法第 107 条関係）

市町村地域福祉計画を策定する場合の記載事項について、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項関係）に関する事項の記載を必須とした。

##### （市町村地域福祉計画）

第 107 条（略）

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### 4 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン

令和2年の社会福祉法改正の内容を踏まえ、令和3年3月に厚生労働省から、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正についてとして、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの改正が通知されたが、上記3(5)の事項を計画の中に必ず盛り込むこととした以外には変更されていない。

なお、ガイドラインで市町村地域福祉計画において盛り込むべき事項の例として、次のとおり示されている。

##### (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016年（平成28年）3月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害

児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ) 農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・ 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支

援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

## (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
  - ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
  - ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

### (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
  - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

### (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
  - ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
  - ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ・ 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
  - ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

### (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
- (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
  - (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
  - (ウ) 地域住民等に対する研修の実施

- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
  - (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
  - (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
  - (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
  - (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）
  - (ア) 支援関係機関によるチーム支援
  - (イ) 協働の中核を担う機能
  - (ウ) 支援に関する協議及び検討の場
  - (エ) 支援を必要とする者の早期把握
  - (オ) 地域住民等との連携

## 5 重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン

令和 3 年 3 月に厚生労働省から通知された、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正において、新たに、重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4）を実施する場合に策定するよう努力義務とされた、重層的支援体制整備事業実施計画（法第 106 条の 5）の策定ガイドラインが次のとおり示されている。

- ① 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）
- ② 重層事業について、包括的相談支援事業（第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）、参加支援事業（同項第 2 号）、地域づくりに向けた支援事業（同項第 3 号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第 4 号）、多機関協働事業（同項第 5 号）のそれぞれの提供体制に関する事項
- ③ 重層事業の事業目標・評価指標（包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり事業の拠点数・参加者数・参加機関数など）
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項（関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）

なお、上記①～④の記載事項を網羅的かつ十分に実施するためには相当の時間がかかることが想定されることから、重層事業開始時の計画への必須事項は、以下の事項とされている。

- ・ 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ・ 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等）



- ・ 重層的支援会議の実施方法
- ・ 支援関係機関間の連携に関する事項

このほか、検討に時間を要するとされている以下の記載事項については、重層事業開始時の計画への記載は任意とされている。

- ・ 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ・ 重層事業の事業目標
- ・ 重層事業の事業評価・見直しに関する事項